



令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース

「みやざきグローバル人材育成事業」

募 集 要 項

宮崎県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「みやざきグローバル人材育成協議会」では、令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生・生徒を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「産業界を中心に社会で求められる人材」、「世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材」の育成という観点から支援するのにふさわしい学生・生徒を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生・生徒が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に在籍する日本人学生・生徒等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生・生徒であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生・生徒を支援します。また、

学生・生徒の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生・生徒が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生・生徒の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生・生徒に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生・生徒は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は、宮崎県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するみやざきグローバル人材育成協議会（以下「本協議会」という。）が実施するみやざきグローバル人材育成事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

少子高齢化・人口減少社会を迎え、労働人口減少や地域経済縮小等が懸念されています。例えば、宮崎県の基幹産業である農林水産業では、後継者不足、農林水産物の価格低迷に加え、グローバル化に伴う競争激化等の課題に直面しています。これらの課題を解決するために次の3点に積極的に取り組む若い人材が求められています。

- (1) 国内市場だけではなく、成長する海外市場の需要を取り込む地域産業の国際化の推進
- (2) グローバルな視点での、宮崎県の課題解決や地域活性化への貢献
- (3) 新たな地域産業の創出と継続的な発展・雇用拡大を担う若者の地域への定着

本事業では、海外留学（以下「留学」という。）と地域企業等でのインターンシップを組み合わせたプログラムを地域貢献に強い意欲を持つ学生・生徒に提供することで、「グローバル」な視点を持って「ローカル」（宮崎県）の発展に貢献する「グローバル人材」を育成します。

2. 事業の概要

本事業は、宮崎県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に在籍する学生・生徒、あるいは本県の高校等を卒業して県外の大学等に在籍し、将来の宮崎県の発展に貢献することを希望する学生・生徒であって、人間性に優れ、かつ経済的支援が必要である学生・生徒に対して、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給する制度です。また、留学と合わせて、その前後には地域企業等でインターンシップを行い、地域の課題の把握と理解を深めるとともに、将来、グローバル人材として地域を牽引していくために必要な知識や能力、経験を身に付ける機会を提供します。本事業は、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を踏まえた3つの産業分野（フードビジネス分野、観光分野、IT分野）と地域全体を牽引して「長期ビジョン」全体の実現に貢献する起業分野の全4分野を重点分野として設定しています。

本事業での支援を志望する学生・生徒は、上記4分野から1つを選び、各所属教育機関、本協議会事務局、地域コーディネーター等の支援を受けて、自らの考える地域の課題解決に向けた自身の成長計画と、留学と地域企業等へのインターンシップのプランを提案・申請します。申請書類による一次審査と面接等による二次審査に合格した学生・生徒が、機構の承認を受けた後、本事業の支援を受ける派遣留学生として採択されます。

派遣留学生は、各所属教育機関の担当者、地域コーディネーター、本協議会事務局、国内インターンシップ先の地域企業等の支援を受けて、申請時に提案した留学プランや国内インターンシップをより実践的・現実的なプランに修正します。計画確定後、事前オリエンテーション、事前国内インターンシップ及び機構の実施する事前研修に参加後、海外に留学します。

留学中は、地域コーディネーター及び各所属教育機関等へ連絡・相談を行い、円滑な計画遂行に努めるとともに、定期的に留学進捗状況を報告します。

留学終了後は、事後国内インターンシップにより留学の成果をより深めて経験の定着を図るとともに、機構の事後研修等へ参加し、全国の派遣留学生と交流してネットワークを広げます。また、宮崎県内では、事後報告会で成果発表を行い、後進の留学啓発を行います。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生・生徒であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力



- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生・生徒との交流等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

- (4) 進学、就職、あるいは起業等により宮崎県に定着し、本制度での経験を活かして、将来はリーダーとして地域の国際化、産業活性化等に広く貢献しようとする意欲を持つ人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、宮崎県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年次）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）、高等学校、高等専門学校（3年次以下）、専修学校（高等課程）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高校等」という。また、大学等及び高校等を合わせて「大学・高校等」という。）に在籍する学生・生徒（以下「学生等」という。）、あるいは本県の高校等を卒業して県外の大学等に在籍する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生等をいいます。

また、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4・5年次）、専修学校（専門課程）に在籍する学生を「大学生等」といい、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（3年次以下）、専修学校（高等課程）に在籍する生徒等を「高校生等」といいます。

5. 支援の対象

- (1) プログラムの内容

＜地域独自プログラム＞

本事業では、地域のニーズに応じて、4つの分野を設定します。各分野の現状及び課題の概要について以下に説明します。

① 課題・重点分野

・フードビジネス分野

宮崎県は温暖な気候が育んだ一次産業の強固な基盤があり、全国でもトップクラスの農業産出額を誇ります。現在、宮崎県では第一次産業の持つポテンシャルを活かしたフードビジネスを成長産業と位置付けて、フードビジネス展開プログラム等により、アジアをはじめとする世界市場における新たな需要を開拓するため、海外事務所等を拠点にしながら、県産品の認知度向上、県内企業・団体への情報・取引機会の提供、更には販路開拓等に取り組んでいます。しかしながら、宮崎県農産品の知名



度は海外ではまだ低く、県内農産品についても生産から加工・販売までを一貫した産業化には至っていません。そこで、全国和牛能力共進会において3大会連続、内閣総理大臣賞を受賞した宮崎牛に代表される宮崎県の農産物という資源を、国際競争力ある「みやざきブランド」として確立すること、農業の六次産業化等がこれからのフードビジネス分野の成長のための課題となっています。

・観光分野

宮崎県は南国情緒豊かな気候と自然、記紀神話に代表される歴史、文化が残る県であり、外国人観光客をひきつける地域資源があります。宮崎県では2022年に外国人観光入込客数60万人を目標としており（2018年：32.8万人）、現在、宮崎県ならではの観光地づくりや受入体制を官民連携して整備しています。国内・国際線のLCCの就航や大型クルーズ船の寄港等を活用し、Wi-Fi環境整備や免税店の充実等、東アジアさらには世界市場に視野を広げたみやざきグローバル戦略を進めています。しかし、宮崎県の海外での認知度はまだ低く、また隣県での宿泊による高千穂等への日帰り観光が多くなっています。これには、地域の外国人受入体制等多くの課題があります。

・IT分野

宮崎県が策定する「みやざき産業振興戦略」では、ICT産業が成長産業等と位置付けられています。今後は、急成長しているアジアのIT企業との連携により新たな海外市場の開拓が期待できます。また、ITは地域の各産業と海外をつなぎ、他の産業の成長加速化と産業人材育成を支える産業としても期待されています。その発展には、海外との連携、国際社会に通じた地域人材の確保等が課題となっています。

・起業分野

宮崎県は起業家数が低い傾向にありましたが、近年、大企業のコストセンター的な起業だけでなく、地域資源を活かした第一次産業や観光、IT等のベンチャーや新事業が増えつつあります。また、地域企業の新規事業を推進する「社内起業家」や地域の課題をビジネスの視点で解決する「社会起業家」も増えつつあります。

2015年には若手社会起業家らによるNPOが2020年までに100人のチャレンジャー創出を目指した起業家支援活動を始める等、起業家支援活動も活発となってきています。起業の背景には、全国有数の物価の安さや短い通勤時間等、生活コストだけでなく会社のランニングコストや原価を抑えることができる地域の特性があります。今後も、豊かな地域資源と住みやすさ、低コストを背景に、更なる宮崎での起業、特に海外と宮崎をつなぐ新事業の創出が期待されています。

※起業分野では、分野、業界、業種、業態に関わらず、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持った学生等を募集します。

② 内容・実施時期・期間

派遣留学生は事前オリエンテーション・壮行会・事前インターンシップ・機構の事前研修を経て留



学し、帰国後に事後インターンシップ・機構の事後研修及び地域の報告会に参加します。したがって、採択された場合、6月以降に留学前の行事（事前オリエンテーション・壮行会・事前インターンシップ・機構の事前研修）に全て参加できるように、事前に予定を調整してください。

・事前オリエンテーション

時期： 事前インターンシップの前に行います。7月上旬に予定しています。

※高校生等は留学開始時期によって応相談。

内容： 派遣留学生に留学及び本事業のルール等に関する説明と研修を行います。本事業の趣旨、目的、課題、プログラム、スケジュールの説明後、事前・事後インターンシップと留学及びその準備に向けた準備をします。

・壮行会

時期： 7月～8月に宮崎市内で実施予定です。ただし、派遣留学生全員の参加を基本とするため、各留学時期を考慮して決定する予定です。

内容： 派遣留学生、派遣留学生の所属教育機関、本協議会が参加する、派遣留学生の留学の成功を祈念した式典です。また、式の開催を通じて、派遣留学生を地域へ紹介します。

・事前インターンシップ

時期： 事前オリエンテーション終了後、1か月以内を目途に開始します。実施期間は、大学生等は事前インターンシップと事後インターンシップを合わせて20日以上(休日を除く実活動日数とする。)、高校生等は事前インターンシップと事後インターンシップを合わせて7日以上(休日を除く実活動日数とする。)をそれぞれ目安とします。

内容： 事前インターンシップでは、選択した分野の産業を把握するとともに、受入先での就業体験を通じて経験を積み、より高い当事者意識で問題を捉えて地域課題を明確化することを目的とします。

・留学

時期： 事前インターンシップ終了後、1か月以内を目途に開始し、留学期間は28日以上3か月以内とします。

内容： 本事業の目的から、留学はリサーチ、海外企業へのインターンシップ等の実践的活動を通じて国際的ビジネス感覚を養うとともに、選択分野の発展・課題解決に向けた経験、知識、思考力を身に付けるために、実践的なインターンシップやフィールドワーク等の活動を重視します。留学期間中の海外の教育機関等での語学や専門分野の学習等については、必要性に応じて計画に含めることができます。

・事後インターンシップ

時期： 留学終了後、1か月以内を目途に開始し、実施期間は、大学生等は事前インターンシップと

事後インターンシップを合わせて20日以上(休日を除く実活動日数とする。)、高校生等は事前インターンシップと事後インターンシップを合わせて7日以上(休日を除く実活動日数とする。)をそれぞれ目安とします。

内容： 事後インターンシップは、留学の成果を実践し、留学で獲得した能力等の定着と、成果の選択分野及び地域へのフィードバックを目的とします。

③ 事前・事後インターンシップの受入機関

派遣留学生は、各所属教育機関、地域コーディネーター、本協議会事務局等の支援を受けて、受入機関となる企業等の調整を行ってください。なお、本協議会会員の企業等を受入機関として、強く推奨します。会員企業については、本協議会のウェブサイトを参照してください。

④ 留学先機関

派遣留学生は、各所属教育機関、地域コーディネーター、本協議会事務局等の支援を受けて、受入機関となる留学先機関の調整を行ってください。

<日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 大学生等は令和2年(2020年)8月10日(月)以降に留学を開始し、令和3年(2021年)3月31日(水)までに全プログラム(事後インターンシップを含む。)を終了する計画

高校生等は令和2年(2020年)7月15日(水)以降に留学を開始し、令和3年(2021年)3月31日(水)までに全プログラム(事後インターンシップを含む。)を終了する計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

- ② 諸外国における留学期間が28日以上3か月以内の計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※大学生等は留学期間終了後1か月以内、高校生等は留学終了後1週間以内に帰国する必要があります。

- ③ 留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

- ④ 日本の在籍大学・高校等が、教育上有益な学修活動と認める計画

⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

⑥アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。

例) 日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与し、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

⑦留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

審査では、人物的観点、各分野の観点、計画の妥当性と実現性の観点の3つから留学計画を評価します。

(1) 人物的観点

審査における基本方針であり、本要項の「3. 求める人材像」で示したような人材であることを求めます。特に(4)を重視します。具体的には、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を視野に、次の3点へ積極的に取り組み、将来それらを推進していくことができる人物であるかどうかを評価します。

①国内市場だけではなく、成長する海外市場の需要を取り込む地域産業の国際化の推進

②グローバルな視点での、宮崎の課題解決や地域活性化への貢献

③新たな地域産業の創出と継続的な発展・雇用拡大を担う若者の地域への定着

(2) 各分野の観点

選択した各分野について、次の3点から評価します。

①選択分野の現実的な情報把握と理解に基づいて、目的、目標及び課題を設定していること

②目標達成、課題解決に向けた十分な計画内容となっていること

③その分野を将来牽引する人物となるように自分の成長を促す計画となっていること

(3) 計画の妥当性と実現性の観点

提案、申請する留学及び事前・事後インターンシップの計画の内容において、次の①～⑤が本事業の目的や審査内容に沿って適切かつ明確に示されているかどうかで妥当性を、⑥及び⑦で実現性をそれぞれ評価します。

- ①選択分野と自身の将来像、ビジョン
- ②活動計画の目的、達成目標の設定
- ③留学先と事前・事後インターンシップ先
- ④学修の成果及びその測定方法
- ⑤活動成果の発展性と留学後の自身の成長計画
- ⑥上記①～⑤の整合性
- ⑦留学計画の実現可能性： 留学先機関との留学・活動に関する合意を証明できる資料（受入の許可、協議状況等の写し等）。奨学金及び自己資金等の資金と計画内容、ならびに活動期間（時間）と目標及び内容が実現可能なものであること。

(4) 審査の流れ

申請書類による一次審査後、面接等による二次審査を行い、採択者（大学生等7名程度、高校生等2名程度）を決定します。二次審査内容の詳細については、一次審査後、合格者に通知します。なお、一次審査時点での合格者に定員はありません。人物的観点、各分野の観点、計画の妥当性と実現性の観点で一定水準以上を合格とします。

また、二次審査で不採択となった学生等のうち、人物及び申請内容が優れた者については、本人が希望する場合、承諾を得て本協議会が作成する「有望人材リスト」に掲載して、地域協議会会員企業等に公開します。海外を志すより多くの有望な若者を地域企業が採用できる機会を提供することにより、若者が地域に定着して、地域と海外とをつなぎ、活躍することを期待します。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 2-1、別紙 2-2 を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学・高校等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学・高校等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

※国内インターンシップ（事前インターンシップ・事後インターンシップ）期間中は、奨学金は支給されません。（ただし、受入れ企業・団体によっては、交通費・滞在費等の支援がある場合もあります。）

※ビザ取得費用は、自己負担となります。

※海外留学期間及び国内インターンシップ期間中は、原則として、保険に加入していただきます。

保険料は、自己負担となります。

8. 支援予定人数

9人程度（予定）（大学生等7名程度、高校生等2名程度）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生等は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生等又は応募時までに日本への永住が許可されている学生等で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生等になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生等

(2) 日本の大学・高校等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生等

(3) 日本の在籍大学・高校等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生等

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生等

※家計基準の判定は、令和2年（2020年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学・高校等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか否かを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生等

(6) 留学終了後、日本の在籍大学・高校等で学業を継続又は学位を取得する学生等

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学・高校等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学・高校等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 令和2年（2020年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生等

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生等

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学・高校等の担当部署にて手続きを行ってください。

※高校生等については、文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」の

支援金を受けていないこと。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生等

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生等は、支援の対象となります。

※過去に高校生コース及び地域人材コースの高校生等枠で派遣留学生に採用された大学生等は、支援の対象となります。

(10) 本制度の令和2年度後期（第13期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和2年度（第6期）高校生コースに応募していない学生等（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生等は、上記の応募を取り下げることが可能）。

(11) 将来、就職、あるいは起業等により宮崎県に定着し、本制度の経験を活かして地域の国際化、産業活性化等に広く貢献しようとする意欲がある学生等

(12) 4つの重点分野、（P4、「5. (1) ①」参照）のいずれかに対して高い関心があり、それらの分野で活躍しようとする意欲のある学生等

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学・高校等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学・高校等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※大学生等に関して、在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

※高校生等に関して、派遣留学生の留学中あるいは留学の前後に本制度の運営等に影響を与える可能性のある問題等が発生した場合に、派遣留学生本人、その親権者及び本協議会と連絡が取れる体制を有し、事態の把握、収拾に努める体制が整備されている必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

※本協議会から支給される奨学金等は、在籍大学・高校等を通じて学生等に口座振込で支給します。特に高校等においては、高校生全国コースとは支給の流れが異なりますのでご注意ください。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した本協議会のウェブサイトから、(2)に定める応募学生等申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学・高校等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学・高校等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学・高**



校等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学・高校等へ行ってください。

- (1) みやざきグローバル人材育成協議会のウェブサイト

URL : <http://www.miyazaki-u.ac.jp/tobitate/index.html>

- (2) 応募学生等申請書類（紙媒体・電子媒体）

①第13期官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1）

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 在籍大学・高校等への提出期限

在籍大学・高校等への提出期限は各在籍大学・高校等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、「申請の手引」等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

(1) 大学生等について

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：令和2年(2020年)4月24日(金)17時必着

書面審査（一次審査）：令和2年(2020年)5月上旬

書面審査結果の通知：令和2年(2020年)5月中旬

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：令和2年(2020年)5月下旬

場所：宮崎市内

審査方法：個人面接審査、グループワーク等

採否結果の通知 : 令和2年(2020年)6月中旬

事前オリエンテーション : 令和2年(2020年)7月上旬

事前インターンシップ : 令和2年(2020年)7月中旬～10月頃

日本代表プログラムの事前研修(1泊2日):

令和2年(2020年)8月～12月に留学を開始する派遣留学生

会場(未定)

- ① 令和2年(2020年)7月27日(月)、28日(火)
- ② 令和2年(2020年)7月29日(水)、30日(木)
- ③ 令和2年(2020年)8月1日(土)、2日(日)
- ④ 令和2年(2020年)8月3日(月)、4日(火)
- ⑤ 令和2年(2020年)8月6日(木)、7日(金)

令和3年(2021年)1月～3月に留学を開始する派遣留学生

関東会場(予定)

⑥ 令和2年(2020年)12月中

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

※日程は予定です。

海外留学の開始 : 令和2年(2020年)8月10日(月)以降

事後インターンシップ : 令和2年(2020年)9月～令和3年(2021年)3月

事後報告会 : 未定

(2) 高校生等について

在籍高校等への提出期限 : 在籍高校等で設定された期限

本協議会への提出期限 : 令和2年(2020年)3月27日(金)17時必着

書面審査(一次審査) : 令和2年(2020年)4月上旬

書面審査結果の通知 : 令和2年(2020年)4月中旬

※在籍高校等を通じ、応募生徒宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。



面接審査（二次審査）：令和2年（2020年）4月下旬

場所：宮崎市内

審査方法：個人面接審査、グループワーク等

採否結果の通知：令和2年（2020年）5月中旬

事前オリエンテーション：令和2年（2020年）7月上旬

事前インターンシップ：令和2年（2020年）7月中旬～8月

日本代表プログラムの事前研修（壮行会（任意参加）と同日）：

東京会場：令和2年（2020年）6月6日（土）、6月7日（日）（予定）

大阪会場：令和2年（2020年）6月13日（土）（予定）

※参加日程・会場は、在籍高校等や本人の居住地等によって日本学生支援機構が指定し、通知します。詳細な開催日程・場所等は、在籍高校等を通じて連絡します。

海外留学の開始：令和2年（2020年）7月15日（水）以降

事後インターンシップ：令和2年（2020年）8月～令和3年（2021年）3月

事後報告会：未定

13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出（留学終了後）

派遣留学生のうち大学生等は、原則として帰国後1年以内かつ令和4年（2022年）3月31日までの期間中に、年10回程度（3月、7月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（2日間）のいずれか1回に参加する必要があります。

派遣留学生のうち高校生等は、原則として帰国後1年以内かつ令和4年（2022年）3月31日までの期間中に、令和2年（2020年）9月以降順次開催する日本代表プログラムの事後研修（1日間）に1回参加する必要があります。

また、派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学・高校等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学・高校等を通じて速やかに本協議会に変更申請

の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学・高校等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学・高校等は別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）については、在籍大学・高校等に確認の上、必ず行ってください。



その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト
<http://ryugaku.jasso.go.jp/>
- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑
<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学・高校等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関並びにその設置者、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学・高校等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学・高校等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

【住所】宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1 宮崎大学国際連携課内

(宮崎地域留学生交流推進協議会事務局内) みやざきグローバル人材育成協議会

【メール】 tobitate@of.miyazaki-u.ac.jp

【電話】 0985-58-2515

【問合せ対応時間】 平日9時～17時